



税理士 山本 善通 氏

Question

通勤手当とインボイス

当組合の役職員には、通勤手当を支給しています。マイカーでの通勤や電車等を併せて通勤する職員もいます。給与所得者に対する非課税の考え方について教えてください。また、役職員からインボイスの交付は受けられませんが、通勤手当について仕入税額控除はできますか？

Answer

【概要】

役員や使用人などの給与所得者に通常の給与に加算して支給する通勤手当や通勤定期券などは一定の限度額まで非課税となっています。電車やバスなどの交通機関だけを利用している人と、交通機関のほかマイカーや自転車なども使っている人の通勤手当などの非課税となる限度額については以下のとおりです。

〈電車やバスなどの交通機関だけを利用して通勤している場合〉

この場合の非課税となる限度額は、通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的な経路および方法で通勤した場合の通勤定期券などの金額です。

新幹線や特急列車を利用した場合の運賃等の額も、その通勤方法や経路が「最も経済的かつ合理的な経路および方法」に該当する場合には非課税の通勤手当に含まれますが、グリーン料金は最も経済的かつ合理的な通勤経路および方法のための料金とは認められないため含まれません。

〈電車やバスなどの交通機関のほか、併せてマイカーや自転車なども使って通勤している場合〉

この場合の非課税となる限度額は、次の(1)と(2)を合計した金額ですが、1か月当たり15万円が限度です。

- (1) 電車やバスなどの交通機関を利用する場合の1か月間の通勤定期券などの金額
 - (2) マイカーや自転車などを使って通勤する片道の距離で決まっている1か月当たりの非課税となる限度額
- 1か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当や通勤定期券などを支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。

【通勤手当と消費税について】

〈課税仕入の可否について〉

従業員等で通勤する者に支給する通勤手当のうち、通勤に通常必要と認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額として取り扱われます。下記の通達を参考にして下さい。

「事業者が使用人等で通勤者である者に支給する通勤手当（定期券等の支給など現物による支給を含む。）のうち、当該通勤者がその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとした場合に、その通勤に通常必要であると認められる部分の金額は、課税仕入れに係る支払対価に該当するものとして取り扱う。」（基本通達11-2-2）

〈インボイス発行について〉

請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。

- 「従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）」
（新消法30⑦、新消令49①、新消規15の4）